

富選告示第59号

令和7年8月3日執行の富士見町長選挙における、選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額を、次のとおり定める。

令和7年7月29日

富士見町選挙管理委員会

委員長 小松 康 孝

1. 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (2) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (3) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額
- (4) 宿泊料 （食事料2食分を含む）1夜につき23,000円
- (5) 弁当料 1食につき1,500円 1日につき4,500円
- (6) 茶菓料 1日につき1,000円

2. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- (1) 鉄道賃、船賃、車賃 前記1(1)(2)(3)に掲げる額
- (2) 宿泊料 （食事料を含まない）1夜につき20,000円

3. 選挙運動のために使用する事務員、車上等運動員及び手話通訳者1人に対し支給することができる報酬の額

- (1) 事務員 1日につき15,000円以内
- (2) 車上等運動員及び手話通訳者 1日につき20,000円以内
- (3) 超過勤務手当 支給できない

4. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

- (1) 基本日額 10,000円以内（弁当を提供した場合には提供した弁当の実費相当額を差し引いた額）
- (2) 超過勤務手当 1日につき上記の基本日額の5割以内